

平成30年度

予算編成方針

2017年9月1日

藤沢市

目次

1	はじめに	1
2	本市の財政状況	2
3	予算編成方針	7
4	予算編成の方法と日程	9
5	重点化事業費該当事業1	3

部長等課等の長

市長

平成30年度予算編成方針について(示達)

藤沢市財務規則(昭和39年規則第7号)第9条第1項の規定に基づき、平成30 年度予算編成方針を次のとおり決定します。

平成30年度予算編成方針

1 はじめに

平成29年度は、4月に組織改正を行い、環境の変化に対応した新たな執行体制のもとで、「市政運営の総合指針2020」の初年度をスタートさせました。「めざす都市像」である「郷土愛あふれる藤沢〜松風に人の和うるわし湘南の元気都市〜」の実現に向けて、「安全で安心な暮らしを築く」「『2020年』に向けてまちの魅力を創出する」など、喫緊に取り組むべき重点課題を5つの「まちづくりテーマ」として設定し、テーマごとに位置づけた重点施策を推進するため、様々な取組に着手しています。平成30年1月の新庁舎供用開始に向けては、市民サービスに支障をきたすことのないよう、準備に万全を期すとともに、「人・環境にやさしい市民に親しまれる庁舎」として、その効果を市民に実感していただけるよう、取組を進める必要があります。

平成30年度は、「市政運営の総合指針2020」の2年目の年として、すべての 取組に共通する考え方である「マルチパートナーシップの推進」「地域福祉の充実と 地域拠点の形成」「横断的連携」を基本に、少子化、超高齢化の進展や東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などに対応する重点施策を着実に進める必要があります。

また、行財政改革については、社会保障関係経費や公共施設再整備等に要する経費の増加、税制改正等による市税収入の減少など大変厳しい財政見通しを踏まえ、今後の市政運営を支える基盤づくりとして、行財政改革2020基本方針に基づき、「行政改革」「財政改革」「職員の意識改革」「市民サービスの質的改革」の4つの柱で行財政改革2020実行プランを定め、着実に取組を推進します。

本市の人口は、増加を続けています。平成30年度は、改めて、人口43万都市にふさわしい自立した市政運営が求められることになります。引き続き、歴史、文化、自然を大切にし、藤沢の魅力、活力を高め、市民の郷土への愛着を育み、誇りを高めることができるよう、健全財政の維持を図りつつ、「未来に向けた元気なまちづくり」を進めていきます。

職員は、市民の声を広く施策に生かしていくことを基調に、一人ひとりが課題に 真摯に向き合い、将来を見据えた見識と創意工夫をもって予算編成作業に取り組む ようお願いします。

2 本市の財政状況

(1) 平成29年度の状況

平成29年度当初予算の編成においては、概算要求段階で約55億円の財源不足がありましたが、部局別枠配分方式での予算調製において歳入確保や歳出削減を図るとともに、財政調整基金繰入金を25億円計上し、収支均衡を図りました。

平成29年度の財政見通しについては、歳入の根幹をなす市税収入は現時点で 法人市民税や市たばこ税の減収などにより、当初予算と比較して約5億3千万円 の減を見込むとともに、前年度からの繰越金については昨年度と比較して約7億 7千万円の減が見込まれています。

このように今年度は歳入の減少が見込まれることから、今後の予算執行においては予算の使い切りの防止や不要不急の予算執行を控えるなど、これまで以上に無駄のない効率的な予算執行に努めるとともに、国・県補助金等、見込んだ歳入の確実な確保や新たな財源の獲得に積極的に取り組む必要があります。

(2) 平成30年度予算の見通し

平成30年度予算の概算要求では、市税収入は一部市内企業の申告額の減少や税制改正の影響などによる法人市民税の減、また3年ごとの評価替えによる固定資産税(家屋分)の減などにより、前年度と比較して約15億円の減を見込んでおり、歳入全体では一般財源ベースで約44億円の減となっています。

一方,歳出においては介護給付費等事業費や法人立保育所運営費等助成事業費などの社会保障関係経費の増加,また藤沢駅や江の島地区周辺の都市基盤整備事業の増加などにより,前年度と比較して一般財源ベースで約68億円の増となっています。

その結果,概算要求段階で約112億円の財源不足が生じていることから,今 後の予算編成では,この財源不足の解消に向けた取り組みが必要となります。

(3) 中期財政フレーム

本市は、昨年11月に平成29年度から平成33年度までの5年間の財政見通し(中期財政フレーム)を公表しました。この中期財政フレームは、市税収入や県税交付金等の歳入について、今後の税制改正や景気動向等を踏まえた推計を行ったほか、歳出ではこれまでの実績の推移等から扶助費やその他一般行政経費を見込むとともに、投資的経費については現在計画されている事業をすべて予定どおりに実施した場合の事業費を推計して作成したものです。この推計では、5年間の合計で約545億円の財源不足が生じる見込みとなっています。このうち平成29年度については見込んだ約55億円の財源不足を今年度の当初予算編成において解消しましたが、今後は残りの財源不足を解消することが本市の財政運営における大きな目標となります。

(4) 厳しさを増していく財政状況

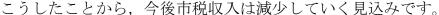
本市の財政状況については、これまで市税収入が比較的豊かな状況にあったことや地方交付税の不交付団体となっていること、また財政健全化法に基づく健全化判断比率の数値も良好な状態にあることなどから、楽観的に見られている面があります。しかしながら、本市財政の実情は大変厳しい状況であり、また今後その厳しさが増していく見込みであることについて、現状と今後の見通しをしっか

りと認識する必要があります。

ア 本市の市税収入の現状と今後の見通し

国においては、地方自治体間の税収格差の是正を目的として、ここ数年様々な制度改正を行っています。これは本市を含む都市部の団体から、比較的税源の乏しい地方団体へ税収が移転するものであり、本市にとっては大変厳しい制度改正と言えます。

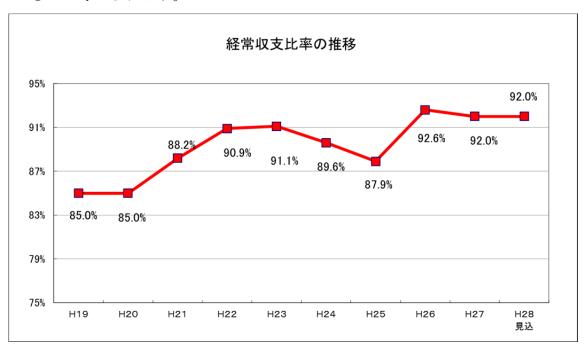
その内容の一つは、個人市民税における「ふるさと納税制度の拡充」であり、本市に本来入るはずであった税の流出額が平成26年分では約5千100万円であったものが、平成27年分では約2億9千800万円、さらに平成28年分では約5億5千万円と2年間で約10倍に急増しています。また、平成26年度の税制改正では国税として「地方法人税」が創設され、地方税である法人市民税(法人税割)の税率を引き下げた上で、その引き下げ分を地方法人税として徴収し、国はそれを地方交付税の財源の一部として交付団体へ交付(法人住民税の交付税原資化)しています。しかしながら、本市は不交付団体であるため、この税制改正の影響により平成27年度から市税の減収が進んでいます。国は平成31年10月に予定される消費税10%段階でこの税率引き下げをさらに進めることとしており、その影響はさらに増大する見込みで、消費税8%である現在との比較で約15億円の減収が見込まれます。





イ 本市が地方交付税(普通交付税)不交付団体であること

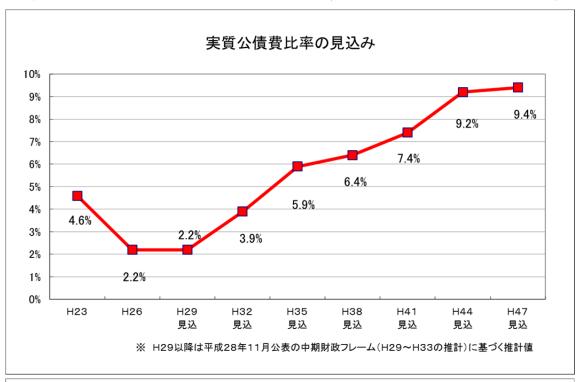
現在、本市は普通交付税の不交付団体となっていますが、普通交付税の算定は、各地方自治体が標準的な行政運営を行うための経費について、国が定める方法により画一的に算出されるもので、算定の結果は必ずしもその団体の財政状況の実態を正確に反映したものではないと考えられます。現に本市の場合、市税収入等の一般財源が人件費や扶助費、公債費等の経常経費に使われた割合(経常収支比率)は92%に達しており、これは政策的な事業を実施するための財源がごくわずかであり、財政の硬直性が高いことを表しています。こうした状況から、不交付団体であることをもって財政運営に余裕があるとは言えないことは明らかです。また、国の地方交付税制度見直しの方向性は、交付団体を減らし、不交付団体を増加させる方向で議論が進んでいることなどから、本市の財政状況がさらに悪化した場合でも、本市が交付団体に転じる可能性は低いものと考えられます。



ウ 今後の健全化判断比率の見通し

実質公債費比率や将来負担比率等の健全化判断比率については、本市ではここ数年、建設事業等に係る投資的経費の割合がやや少ない状況にあったことや市税収入等の歳入について一定規模を維持していたことなどから、現状においては良好な状態にあります。しかしながら、今後は現在建設工事が進んでいる新庁舎整備事業の進捗に加え、新たな都市基盤整備や公共施設再整備事業の増

加などにより市債の発行額が増加し、数値の大幅な上昇が見込まれます。市債 は建設事業等の貴重な財源であることから有効に活用していきますが、公債費 の増加は将来の財政負担につながることから、慎重な対応が必要となります。





アからウで述べたように、本市の財政状況はますます厳しさを増していく状況です。したがって、職員一人ひとりがこうした状況を強く認識した上で、平成30年度の予算編成を進めていく必要があります。

3 予算編成方針

前述のとおり、今後の財政運営は大変厳しい状況が見込まれることから、健全財政を継続的に維持していくことが市政運営の根幹となります。しかしながら、厳しい財政状況下においても単に歳出を抑制するだけでなく、既存事業の見直しや新たな歳入の獲得など、創意工夫により限られた財源の最適化を図り、市政運営の総合指針2020の重点施策や重点事業を着実に進めることで、市政が直面する課題への対応や豊かな市民生活の基礎となる都市力の強化につなげる必要があります。

その実現に向けて、平成30年度予算編成に当たっては昨年度に試行した部局別 枠配分方式の課題の解消を図り、新たにすべての要求事業費を4つに区分(重点化 事業費、政策的事業費、経常的事業費、義務的事業費)し、その特性に応じた予算 編成を行うこととします。

各部局においては、重点化事業費の選定や枠配分方式の導入など予算編成手法見直しの趣旨を踏まえ、特に次の5つの視点を認識した上で、部長を中心に予算調製を行うこととします。

(1) 重点化事業の予算要求

本日付けで企画政策部長及び財務部長から通知した重点化事業については、政策主導による予算編成を目的として、平成30年度予算において重点的に予算化を進める事業となることから、7月に実施した重点化事業レビューにおける議論等を踏まえ、事業を取り巻く課題の解消など、事業としての熟度を高めた上で要求すること。

(2) 部局別枠配分方式による予算調製

政策的事業費及び経常的事業費については、部局別枠配分方式による予算調製を行うこととなるが、政策的事業費においては市民ニーズや社会経済情勢等を踏まえ、事業の選択や優先性の判断を行った上で、部局内の所要額を調整し、必ず本方針で示した部局別枠配分額以内で予算を調製すること。また、経常的事業費においても経費の積算を精査した上で、部局内の所要額を調整し、必ず本方針で示した部局別枠配分額以内で予算を調製すること。なお、各部局における事業の優先順位や財源配分の考え方等の予算調製方針については、予算公表時に各部局による説明責任が生じることから、整理を行った上で調製を行うこと。

(3) 事務事業の根本に立ち返った見直し

各部局での予算調製に当たっては、限られた財源を有効に活用するため、すべての事業についてその目的や効果、実施方法の有効性等を検証し、課題のある事業については廃止や再構築を検討すること。特に、長年にわたり実施している事業については、創設当時の目的の達成状況や事業を取り巻く環境の変化等を十分に検証し、事業の根本に立ち返った見直しを行うこと。なお、事業の検証にあたっては、平成28年度決算における事務事業評価シートを活用することとし、事業の実績や成果、コスト分析等を踏まえ、客観的な分析を行った上で事業見直しに反映させること。

(4)歳入確保への取組

厳しい財政状況を踏まえ、歳出予算の調製はもとより、あらゆる財源確保対策 に積極的に取り組むこと。

ア 市税及び税外未収債権の回収と抑制

平成28年度決算(見込み)における市税及び税外未収債権は、全会計で約59億円に達していることから、未収債権の回収と発生を抑制する取組に努めること。

イ 国・県補助金の確保、新たな補助金の獲得

国・県補助金については、これまで以上に積極的な確保に努めること。また、 新たな補助金の獲得に向けては、国・県等の動向を注視し、積極的な情報収集 を行うとともに、補助金に関する情報を庁内で共有し、予算反映に努めること。

ウ 売却可能資産の洗い出し及び確実な売却

各課が管理する土地等の市有資産について、売却が可能な資産の洗い出しに 積極的に取組むこと。特に公共施設の再整備に伴い、既存施設を複合化する場 合等においては、再整備後の土地は売却を基本として歳入の予算化を検討する こと。

エ 寄附金獲得への取組

本年8月から、ふるさと納税制度を活用した寄附金募集を開始しており、寄 附金の使途として各基金が指定されることから、各基金所管課においては寄附 者の想いや意識に働きかける広報周知を行うなど、積極的な寄附金募集に努め ること。

オ クラウドファンディング等,民間資金の活用

市が主催する大会やイベント等、市民や団体、企業等から共感が得られる事業については、クラウドファンディングの活用や企業協賛金の獲得など、民間資金の活用を積極的に進めること。特にクラウドファンディングについては、「活用の手引き」を参照するとともに、実施の際に必要な委託料については枠配分予算の範囲外で対応することから、積極的な活用を検討すること。

(5) 公共施設の再整備事業

「藤沢市公共施設再整備プラン」第2期短期プランに基づき実施していくことから、当該計画に基づく事業について予算要求を行うこと。なお、公共施設整備基金の活用については、当該計画に基づく「実施事業」について積極的な活用を図ることから、特定財源として計上すること。

4 予算編成の方法と日程

(1)予算編成の方法

ア 重点化事業費(地域まちづくり事業費を除く。)の予算要求

- (ア)本日付けの企画政策部長及び財務部長通知のとおり,対象事業の詳細を示したので,対象範囲と要求上限額を確認の上,経費の積算を精査し,上限額以内で要求してください。
- (イ) 部総務課は、部内各課から提出された重点化事業費の要求について、要求 上限額以内での要求であるか確認を行った上で、要求書を財政課へ提出して ください。
- (ウ) 財政課は、事業主管課及び部総務課とのヒアリングを行い、査定を行います。
- (エ)財政課が査定した予算原案について,12月の理事者調整での査定を経て, 予算案を決定します。

イ 政策的事業費の予算要求

- (ア)本日付けの財政課長通知のとおり、部局別枠配分額を示したので、要求事業の目的や効果、実施方法等の検証を行った上で、経費の積算を精査し、枠配分額の範囲内で予算調製を行ってください。
- (イ) 部総務課は、部内の要求内容を精査し、要求総額が必ず枠配分額の範囲内

となるよう調整を行った上で、要求書を財政課へ提出してください。

- (ウ) 財政課は、各部で調製した予算原案を確認し、必要に応じて事業主管課及 び部総務課とのヒアリングを行います。
- (エ) 財政課の確認については、各部局調製予算の確認のみ行うものとし、原則 として査定は行いません。
- (オ)財政課確認後の予算原案について、12月の理事者調整にて各部長から事業説明を行い、査定を経て、予算案を決定します。

ウ 経常的事業費の予算要求

- (ア) 本日付けの財政課長通知のとおり、部局別枠配分額を示したので、経費の 積算を精査し、枠配分額の範囲内で予算調製を行ってください。
- (イ) 部総務課は、部内の要求内容を精査し、要求総額が必ず枠配分額の範囲内 となるよう調整を行った上で、要求書を財政課へ提出してください。
- (ウ) 財政課は、各部で調製した予算原案を確認し、必要に応じて事業主管課及 び部総務課とのヒアリングを行った上で、予算案を決定します。
- (エ) 財政課の確認については、各部局調製予算の確認のみ行うものとし、原則 として査定は行いません。

エ 義務的事業費の予算要求

- (ア) 本日付けの財政課長通知のとおり、対象事業の範囲と要求上限額を示した ので、経費の積算を精査し、上限額以内で要求してください。
- (イ) 部総務課は、部内各課から提出された義務的事業費の要求について、要求 上限額以内での要求であるか確認を行った上で、要求書を財政課へ提出して ください。
- (ウ) 財政課は、必要に応じて事業主管課及び部総務課とのヒアリングを行い、 査定を経て、予算案を決定します。

オ 地域まちづくり事業費の予算要求

- (ア)本日付けの財政課長通知のとおり、地域まちづくり事業費全体の要求上限額を示したので、これまでの事業の成果等を検証した上で、地域で優先する課題事業について、上限額以内で要求してください。
- (イ) 防災,公園,道路等のハード事業については,各市民センター・公民館と 事業主管課間で十分な協議を行い,事業主管課の意見を確認した上で要求を

行ってください。

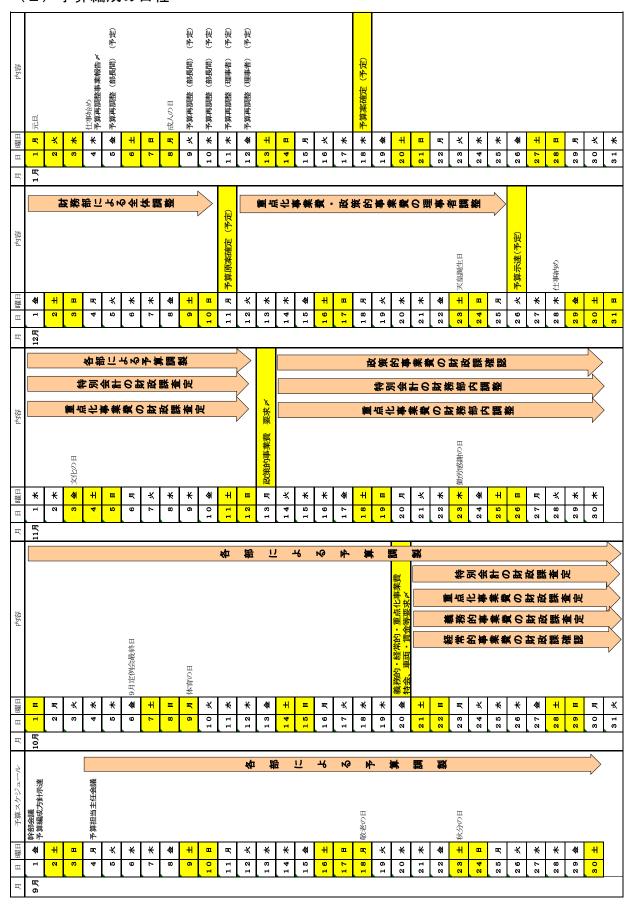
- (ウ) 市民自治推進課は、各市民センター・公民館から提出された要求について、 要求上限額以内での要求であるか確認を行った上で、要求書を財政課へ提出 してください。
- (エ) 財政課は、事業主管課及び部総務課とのヒアリングを行い、査定を行います。
- (オ)財政課が査定した予算原案について,12月の理事者調整での査定を経て, 予算案を決定します。

カ 特別会計の予算要求

- (ア)本日付けの財政課長通知のとおり、要求上限額を示したので、経費の積算 を精査し、上限額以内で要求してください。
- (イ) 部総務課は、部内各課から提出された特別会計予算の要求について、要求 上限額以内での要求であるか確認を行った上で、要求書を財政課へ提出して ください。
- (ウ) 財政課は、事業主管課及び部総務課とのヒアリングを行い、査定を行います。
- (エ) 財政課が査定した予算原案について、12月の理事者調整による査定を経て、予算案を決定します。

その他,予算編成の細部の取扱いについては,別途通知する「平成30年度予算編成事務要領」によるものとします。

(2)予算編成の日程



5 重点化事業費該当事業

平成30年度予算編成に当たり,次の事業を重点化事業費該当事業(平成30年度 予算重点化事業)とします。

まちづくりテーマ1 安全で安心な暮らしを築く

- (1) 災害対策の充実
 - 防災設備等整備事業費【防災安全部】
 - 危機管理対策事業費【防災安全部】
 - 建築物等防災対策事業費【計画建築部】
- (2) 危機管理対策の推進
 - 大規模震災等対策強化事業費【消防局】
- (3) 防犯・交通安全対策の充実
 - 自転車駐車場整備費【道路河川部】

まちづくりテーマ2 「2020年」に向けてまちの魅力を創出する

- (1) 市民参加型オリンピックの推進・パラリンピックの支援
 - オリンピック開催準備関係費【生涯学習部】
- (2) オリンピック・パラリンピックを契機とした都市の魅力(レガシー)の創出
 - シティプロモーション関係費【経済部】
 - 誘客宣伝事業費【経済部】
 - 郷土文化推進費【生涯学習部】
 - 文化行事費【生涯学習部】
 - アートスペース運営管理費【生涯学習部】
 - 江の島地区周辺整備事業費【計画建築部】

まちづくりテーマ3 笑顔と元気あふれる子どもたちを育てる

- (1) 子どもたちの笑顔あふれる学校教育の推進
 - 児童支援体制充実事業費【教育部】
- (2) 子どもの健やかな成長に向けた支援の充実
 - 法人立保育所施設整備助成事業費【子ども青少年部】
 - 放課後児童クラブ整備事業費【子ども青少年部】
 - 小児医療助成費【子ども青少年部】

- (3) 支援を必要とする子ども・若者への支援の充実
 - 奨学金給付事業費【教育部】

まちづくりテーマ4 健康で豊かな長寿社会をつくる

- (1) 多様な主体による支援の充実
 - 生活困窮者自立支援事業費【福祉健康部】
 - 地域生活支援事業費【福祉健康部】
 - 介護人材育成支援事業費【福祉健康部】
- (2) 健康寿命日本一に向けた健康増進・介護予防等の促進
 - 健康づくり推進事業費【福祉健康部】
 - がん検診事業費【福祉健康部】
- (3) コミュニティの活性化による持続的な地域づくりの推進
 - 地域の縁側等地域づくり活動支援事業費【福祉健康部】
 - 六会地区まちづくり事業費<六会市民センター>【市民自治部】
 - 公園改修費(地域執行分)<六会市民センター>【市民自治部】
 - 片瀬地区地域まちづくり事業費<片瀬市民センター>【市民自治部】
 - 明治地区まちづくり事業費<明治市民センター>【市民自治部】
 - 御所見地区地域まちづくり事業費<御所見市民センター>【市民自治部】
 - 遠藤まちづくり推進事業費<遠藤市民センター>【市民自治部】
 - 長後地域活性化事業費<長後市民センター>【市民自治部】
 - 辻堂地区地域まちづくり事業費<辻堂市民センター>【市民自治部】
 - 道路維持管理業務費(地域執行分)<計堂市民センター>【市民自治部】
 - 善行地区まちづくり事業費<善行市民センター>【市民自治部】
 - 湘南大庭地域まちづくり事業費<湘南大庭市民センター>【市民自治部】
 - 道路維持管理業務費(地域執行分) < 湘南大庭市民センター > 【市民自治部】
 - 道路改修舗装費(地域執行分)<湘南大庭市民センター>【市民自治部】
 - 公園改修費(地域執行分) <湘南大庭市民センター>【市民自治部】
 - 湘南台地域まちづくり事業費<湘南台市民センター>【市民自治部】
 - 鵠沼地区まちづくり事業費<鵠沼市民センター>【市民自治部】
 - 公園改修費(地域執行分) <鵠沼市民センター>【市民自治部】
 - 藤沢地区まちづくり事業費<藤沢公民館>【生涯学習部】

- 緑地改修事業費(地域執行分) <藤沢公民館>【生涯学習部】
- 公園改修費(地域執行分)<藤沢公民館>【生涯学習部】
- 村岡いきいきまちづくり事業費<村岡公民館>【生涯学習部】
- 道路改修舗装費(地域執行分)<村岡公民館>【生涯学習部】
- 公園改修費(地域執行分)<村岡公民館>【生涯学習部】

まちづくりテーマ5 都市の機能と活力を高める

- (1) 都市基盤の充実と長寿命化対策の推進
 - 鵠南小学校改築事業費【教育部】
 - 藤沢駅周辺地区再整備事業費【都市整備部】
 - 健康と文化の森整備事業費【都市整備部】
 - 市道新設改良費【道路河川部】
- (2) 誰もが移動しやすい交通体系の構築
 - 総合交通体系推進業務費【計画建築部】
- (3) 自然との共生に向けた環境保全の推進・エネルギーの地産地消の推進
 - 自然環境共生推進事業費【都市整備部】
- (4) 市民生活に不可欠な社会資本・経済環境の整備
 - 住宅政策推進費【計画建築部】
 - 空き家対策関係費【計画建築部】
 - ロボット産業推進事業費【経済部】

「市政運営の指針2020」の重点事業以外

- 街頭防犯カメラ設置推進事業費【防災安全部】
- 村岡公民館改築事業費【生涯学習部】
- 観光施設整備費【経済部】

計58事業